7	(1)　長野県長野市大字南長野字幅下692番地の２（419.15） (2)　長野県松本市美ヶ原8964番地（2049.70）	北緯36度39分04秒東経138度10分49秒の地点と北緯36度37分44秒東経138度10分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　千葉県野田市西三ヶ尾281東京電力株式会社　新野田変電所内（114.50） (2)　茨城県猿島郡境町大字大歩字苅豆東1292　東京電力株式会社　新古河変電所内（106.00）	北緯35度55分55秒東経139度54分29秒の地点と北緯36度06分23秒東経139度49分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84番地（65.26） (2)　新潟県新潟市秋葉区金津字東又3624（149.11）	北緯37度55分08秒東経139度02分48秒の地点と北緯37度52分39秒東経139度04分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度51分10秒東経139度04分57秒の地点と北緯37度50分40秒東経139度05分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度47分59秒東経139度06分40秒の地点と北緯37度46分35秒東経139度07分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　新潟県新潟市中央区網川原664番222（73.55） (2)　新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84番地（72.75）	北緯37度53分48秒東経139度01分11秒の地点と北緯37度55分08秒東経139度02分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　兵庫県養父市八鹿町八鹿440（66.50） (2)　兵庫県養父市八鹿町岩崎（443.00）	北緯35度24分36秒東経134度46分40秒の地点と北緯35度25分50秒東経134度49分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　兵庫県養父市八鹿町岩崎（443.00） (2)　兵庫県朝来市多々良木（788.00）	北緯35度25分49秒東経134度49分57秒の地点と北緯35度25分38秒東経134度49分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度25分37秒東経134度49分56秒の地点と北緯35度25分35秒東経134度49分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度25分35秒東経134度49分56秒の地点と北緯35度13分24秒東経134度49分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　兵庫県朝来市多々良木字灰原156－１（303.60） (2)　兵庫県朝来市多々良木（788.00）	北緯35度14分17秒東経134度51分30秒の地点と北緯35度13分21秒東経134度49分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　兵庫県朝来市多々良木字灰原156－１（303.60） (2)　兵庫県朝来市生野町黒三ユウ谷奥132－１（823.00）	北緯35度14分17秒東経134度51分30秒の地点と北緯35度14分57秒東経134度52分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度14分58秒東経134度52分03秒の地点と北緯35度15分11秒東経134度52分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　兵庫県朝来市多々良木字灰原156－１（303.60） (2)　兵庫県朝来市生野町字大谷持谷奥105－２（712.00）	北緯35度14分17秒東経134度51分30秒の地点と北緯35度13分46秒東経134度52分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　兵庫県丹波市青垣町稲土奥山225―148（948.00） (2)　兵庫県朝来市生野町字大谷持谷奥105－２（712.00）	北緯35度16分16秒東経134度54分56秒の地点と北緯35度13分47秒東経134度52分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　兵庫県丹波市青垣町稲土奥山255―148（948.00） (2)　京都府綾部市上八田町菜ヶ戸９（171.00）	北緯35度16分18秒東経134度55分01秒の地点と北緯35度20分51秒東経135度14分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度20分52秒東経135度14分54秒の地点と北緯35度21分01秒東経135度15分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分02秒東経135度15分40秒の地点と北緯35度21分03秒東経135度15分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度21分05秒東経135度15分52秒の地点と北緯35度21分06秒東経135度15分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第五百四十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和五十五年郵政省告示第八百八十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）は、廃止する。

平成二十三年十二月十五日　　総務大臣　川端　達夫

一　昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

二　昭和五十六年郵政省告示第九百六十四号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

表九の項及び一〇の項を次のように改める。

九	削除
一〇	削除

三　昭和五十八年郵政省告示第六百四十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表六の項を次のように改める。

六	削除